

## 第66号議案

芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年11月29日提出

芦屋市長 伊藤 舞

### 提案理由

一般職の職員に準じ、フルタイム会計年度任用職員の給料月額の改定を行うとともに、パートタイム会計年度任用職員の報酬の加算に係る特例措置を実施するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（令和元年芦屋市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前				
別表第1（第3条関係） 会計年度任用職員給料表			別表第1（第3条関係） 会計年度任用職員給料表				
号給	級	1級	2級	号給	級	1級	2級
		給料月額	給料月額			給料月額	給料月額
	円		円		円		円
1		142,600	210,700	1		138,600	208,600
2		143,800	212,400	2		139,800	210,200
3		145,000	214,100	3		141,000	211,800
4		146,200	215,700	4		142,200	213,400
5		147,400	217,200	5		143,400	214,900
6		148,700	219,000	6		144,700	216,700

改正後			改正前		
7	150,000	220,600	7	146,000	218,600
8	151,300	222,400	8	147,300	220,400
9	152,400	223,800	9	148,400	222,100
10	153,900	225,200	10	149,900	223,500
11	155,400	226,700	11	151,400	225,200
12	156,900	228,400	12	152,900	227,000
13	158,300	230,000	13	154,300	228,700
14	159,800	231,800	14	155,800	230,600
15	161,300	233,600	15	157,300	232,500
16	162,800	235,200	16	158,800	234,100
17	164,400	236,700	17	160,400	235,600
18	166,300	238,500	18	162,300	237,500
19	168,100	240,300	19	164,100	239,300
20	170,000	242,200	20	166,000	241,100
21	171,600	243,900	21	167,600	242,800
22	173,500	245,900	22	169,500	244,800
23	175,200	248,200	23	171,300	247,000
24	177,000	250,000	24	173,200	249,000
25	178,900	251,900	25	175,200	250,900
26	180,700	253,800	26	177,100	253,000
27	182,700	255,900	27	179,100	255,100
28	184,500	257,900	28	181,100	257,100
29	186,100	259,700	29	182,800	259,000
30	188,000	261,800	30	184,800	261,100
31	189,800	263,700	31	186,800	263,100
32	191,600	265,800	32	188,700	265,200
33	193,300	267,600	33	190,400	267,000
34	194,400	269,400	34	191,600	268,800
35	195,600	271,100	35	192,800	270,600

改正後			改正前		
3 6	1 9 6, 6 0 0	2 7 3, 2 0 0	3 6	1 9 3, 8 0 0	2 7 2, 7 0 0
3 7	1 9 7, 6 0 0	2 7 5, 3 0 0	3 7	1 9 4, 9 0 0	2 7 4, 8 0 0
3 8	1 9 9, 4 0 0	2 7 7, 3 0 0	3 8	1 9 6, 7 0 0	2 7 6, 8 0 0
3 9	2 0 0, 8 0 0	2 7 9, 2 0 0	3 9	1 9 8, 1 0 0	2 7 8, 7 0 0
4 0	2 0 2, 3 0 0	2 8 1, 3 0 0	4 0	1 9 9, 7 0 0	2 8 0, 8 0 0
4 1	2 0 4, 0 0 0	2 8 3, 1 0 0	4 1	2 0 1, 4 0 0	2 8 2, 6 0 0
4 2	2 0 5, 7 0 0	2 8 5, 0 0 0	4 2	2 0 3, 1 0 0	2 8 4, 5 0 0
4 3	2 0 7, 3 0 0	2 8 6, 8 0 0	4 3	2 0 4, 8 0 0	2 8 6, 3 0 0
4 4	2 0 8, 9 0 0	2 8 8, 6 0 0	4 4	2 0 6, 4 0 0	2 8 8, 2 0 0
4 5	2 1 0, 5 0 0	2 9 0, 6 0 0	4 5	2 0 8, 0 0 0	2 9 0, 2 0 0
4 6	2 1 2, 1 0 0	2 9 2, 1 0 0	4 6	2 0 9, 7 0 0	2 9 1, 8 0 0
4 7	2 1 3, 8 0 0	2 9 3, 8 0 0	4 7	2 1 1, 4 0 0	2 9 3, 5 0 0
4 8	2 1 5, 5 0 0	2 9 5, 7 0 0	4 8	2 1 3, 1 0 0	2 9 5, 4 0 0
4 9	2 1 6, 9 0 0	2 9 7, 3 0 0	4 9	2 1 4, 6 0 0	2 9 7, 0 0 0
5 0	2 1 8, 6 0 0	2 9 8, 8 0 0	5 0	2 1 6, 3 0 0	2 9 8, 7 0 0
5 1	2 2 0, 3 0 0	3 0 0, 3 0 0	5 1	2 1 8, 0 0 0	3 0 0, 2 0 0
5 2	2 2 1, 9 0 0	3 0 1, 9 0 0	5 2	2 1 9, 7 0 0	3 0 1, 8 0 0
5 3	2 2 3, 1 0 0	3 0 3, 2 0 0	5 3	2 2 0, 9 0 0	3 0 3, 1 0 0
5 4	2 2 4, 8 0 0	3 0 4, 7 0 0	5 4	2 2 2, 6 0 0	3 0 4, 6 0 0
5 5	2 2 6, 2 0 0	3 0 6, 1 0 0	5 5	2 2 4, 2 0 0	3 0 6, 0 0 0
5 6	2 2 7, 9 0 0	3 0 7, 7 0 0	5 6	2 2 5, 9 0 0	3 0 7, 6 0 0
5 7	2 2 9, 1 0 0	3 0 9, 4 0 0	5 7	2 2 7, 2 0 0	3 0 9, 3 0 0
5 8	2 3 0, 5 0 0	3 1 1, 1 0 0	5 8	2 2 8, 8 0 0	3 1 1, 0 0 0
5 9	2 3 1, 9 0 0	3 1 2, 3 0 0	5 9	2 3 0, 3 0 0	3 1 2, 3 0 0
6 0	2 3 3, 2 0 0	3 1 3, 9 0 0	6 0	2 3 1, 9 0 0	3 1 3, 9 0 0
6 1	2 3 4, 6 0 0	3 1 5, 4 0 0	6 1	2 3 3, 5 0 0	3 1 5, 4 0 0
6 2	2 3 5, 9 0 0	3 1 7, 0 0 0	6 2	2 3 4, 9 0 0	3 1 7, 0 0 0
6 3	2 3 7, 2 0 0	3 1 8, 6 0 0	6 3	2 3 6, 3 0 0	3 1 8, 6 0 0
6 4	2 3 8, 6 0 0	3 2 0, 1 0 0	6 4	2 3 7, 8 0 0	3 2 0, 1 0 0

改正後			改正前		
6 5	2 3 9, 8 0 0	3 2 1, 7 0 0	6 5	2 3 9, 2 0 0	3 2 1, 7 0 0
6 6	2 4 0, 9 0 0	3 2 3, 3 0 0	6 6	2 4 0, 4 0 0	3 2 3, 3 0 0
6 7	2 4 2, 1 0 0	3 2 4, 9 0 0	6 7	2 4 1, 7 0 0	3 2 4, 9 0 0
6 8	2 4 3, 2 0 0	3 2 6, 5 0 0	6 8	2 4 3, 0 0 0	3 2 6, 5 0 0
6 9	2 4 4, 2 0 0	3 2 8, 0 0 0	6 9	2 4 4, 0 0 0	3 2 8, 0 0 0
7 0	2 4 4, 8 0 0	3 2 9, 5 0 0	7 0	2 4 4, 7 0 0	3 2 9, 5 0 0
7 1	2 4 5, 6 0 0	3 3 1, 0 0 0	7 1	2 4 5, 5 0 0	3 3 1, 0 0 0
7 2	2 4 6, 4 0 0	3 3 2, 5 0 0	7 2	2 4 6, 3 0 0	3 3 2, 5 0 0
7 3	2 4 6, 9 0 0	3 3 3, 9 0 0	7 3	2 4 6, 8 0 0	3 3 3, 9 0 0
7 4	2 4 7, 6 0 0	3 3 5, 4 0 0	7 4	2 4 7, 5 0 0	3 3 5, 4 0 0
7 5	2 4 8, 4 0 0	3 3 6, 9 0 0	7 5	2 4 8, 3 0 0	3 3 6, 9 0 0
7 6	2 4 9, 3 0 0	3 3 8, 4 0 0	7 6	2 4 9, 2 0 0	3 3 8, 4 0 0
7 7	2 4 9, 9 0 0	3 3 9, 8 0 0	7 7	2 4 9, 8 0 0	3 3 9, 8 0 0
7 8		3 4 1, 2 0 0	7 8		3 4 1, 2 0 0
7 9		3 4 2, 6 0 0	7 9		3 4 2, 6 0 0
8 0		3 4 4, 0 0 0	8 0		3 4 4, 0 0 0
8 1		3 4 5, 2 0 0	8 1		3 4 5, 2 0 0
8 2		3 4 6, 6 0 0	8 2		3 4 6, 6 0 0
8 3		3 4 7, 9 0 0	8 3		3 4 7, 9 0 0
8 4		3 4 9, 3 0 0	8 4		3 4 9, 3 0 0
8 5		3 5 0, 6 0 0	8 5		3 5 0, 6 0 0
8 6		3 5 2, 0 0 0	8 6		3 5 2, 0 0 0
8 7		3 5 3, 1 0 0	8 7		3 5 3, 1 0 0
8 8		3 5 4, 3 0 0	8 8		3 5 4, 3 0 0
8 9		3 5 5, 3 0 0	8 9		3 5 5, 3 0 0
9 0		3 5 6, 3 0 0	9 0		3 5 6, 3 0 0
9 1		3 5 7, 4 0 0	9 1		3 5 7, 4 0 0
9 2		3 5 8, 4 0 0	9 2		3 5 8, 4 0 0
9 3		3 5 9, 4 0 0	9 3		3 5 9, 4 0 0

改正後			改正前		
94		360,400	94		360,400
95		361,400	95		361,400
96		362,400	96		362,400
97		363,300	97		363,300
98		364,200	98		364,200
99		365,000	99		365,000
100		365,900	100		365,900
101		366,800	101		366,800
102		367,700	102		367,700
103		368,500	103		368,500
104		369,300	104		369,300
105		370,000	105		370,000
106		370,900	106		370,900
107		371,600	107		371,600
108		372,300	108		372,300
109		373,000	109		373,000
110		373,700	110		373,700
111		374,400	111		374,400
112		375,100	112		375,100

(芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（令和元年芦屋市条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(報酬の加算の特例)</u></p> <p>3 次の各号に掲げる日(以下「基準日」という。)に在籍するパートタイム会計年度任用職員(規則で定める者を除く。)に対し、それぞれ当該各号に定める額を第2条に規定する報酬の加算額として支給する。</p> <p>(1) <u>令和4年12月1日に在職する職員</u> その者の令和4年12月の報酬(地域報酬を含む。以下この項及び次項において同じ。)の月額に100分の10を乗じて得た額に規則で定める割合を乗じて得た額</p> <p>(2) <u>令和5年6月1日に在職する職員</u> その者の令和5年6月の報酬の月額に100分の5を乗じて得た額に規則で定める割合を乗じて得た額</p> <p>(3) <u>令和5年12月1日に在職する職員</u> その者の令和5年12月の報酬の月額に100分の5を乗じて得た額に規則で定める割合を乗じて得た額</p> <p>4 前項各号の規定を適用する場合において、日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の月額は、それぞれの基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。</p> <p>5 第3項の報酬の加算額の支給日は、第2号及び第3号に掲げる場合にあつては第10条第4項に規定する期末手当の例によるものとし、第1号に掲げる場合にあつては規則で定めるものとする。</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 (略)</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例の規定は、令和4年12月1日から適用する。

### (給与の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合において、第1条の規定による改正前の芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

### (報酬等の内払)

- 5 改正後の給与条例の規定を適用する場合において、芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬，期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「報酬等条例」という。）第2条の規定により改正前の給与条例別表第1の規定を適用して得た基準月額に基づいて支給された報酬等（報酬等条例に規定する地域報酬、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬及び期末手当を含む。以下同じ。）は、改正後の給与条例別表第1の規定を適用して得た基準月額に基づく報酬等の内払とみなす。



## 参 照

芦屋市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例及び芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正要綱

### 1 改正の趣旨

一般職の職員に準じ、フルタイム会計年度任用職員の給料月額を改定を行うとともに、パートタイム会計年度任用職員の報酬の加算に係る特例措置を実施するため、この条例を制定しようとするもの。

### 2 改正の内容

(1) 会計年度任用職員給料表の給料月額を、行政職給料表の1級及び2級の改定に準じて引き上げる。(第1条関係)

(2) パートタイム会計年度任用職員の報酬の加算の特例(第2条関係)

ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる基準日に在籍するパートタイム会計年度任用職員(規則で定める者(※1)を除く。)に対し、それぞれに定める額を報酬の加算額として支給する。(附則第3項)

(ア) 令和4年12月1日に在職する職員

その者の令和4年12月の報酬(地域報酬を含む。以下(イ)、(ウ)、イにおいて同じ。)の月額に100分の10を乗じて得た額に規則で定める割合(※2)を乗じて得た額

(イ) 令和5年6月1日に在職する職員

その者の令和5年6月の報酬の月額に100分の5を乗じて得た額に規則で定める割合(※2)を乗じて得た額

(ウ) 令和5年12月1日に在職する職員

その者の令和5年12月の報酬の月額に100分の5を乗じて得た額に規則で定める割合(※2)を乗じて得た額

イ ア(ア)から(ウ)までの規定を適用する場合において、日額又は時間額によって報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬の月額は、それぞれの基準

日以前6か月以内の在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。

(附則第4項)

ウ 報酬の加算額の支給日は、ア(イ)及び(ウ)の場合は期末手当の例によるものとし、ア(ア)の場合は規則で定めるもの(※3)とする。(附則第5項)

※1 規則で定める支給対象から除く者

- ・無給休職者
- ・停職者
- ・育児休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間に勤務した期間がないもの

※2 規則で定める支給割合

基準日以前6か月以内の期間に勤務した期間に応じて、次に掲げる割合

勤務期間	支給割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の90
4月以上5月未満	100分の80
3月以上4月未満	100分の70
2月以上3月未満	100分の60
1月以上2月未満	100分の45
15日以上1月未満の場合	100分の30
15日未満の場合	100分の10
勤務期間がない場合	100分の0

※3 規則で定める支給日

2(1)に基づく報酬の差額支給の日と同日

※1から※3までについては、規則において、市長が支給基準を定めると規定する。

### 3 施行期日等

- (1) 公布の日
- (2) 2(1)の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- (3) 2(2)の規定は、令和4年12月1日から適用する。
- (4) 2(1)の規定を適用する場合において、改正前の条例の規定に基づいて支給されたフルタイム会計年度任用職員の給与及びパートタイム会計年度任用職員の報酬等は、改正後の条例の規定による給与及び報酬等の内払とみなす。